

高槻市告示第 30 号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理区域の指定解除について

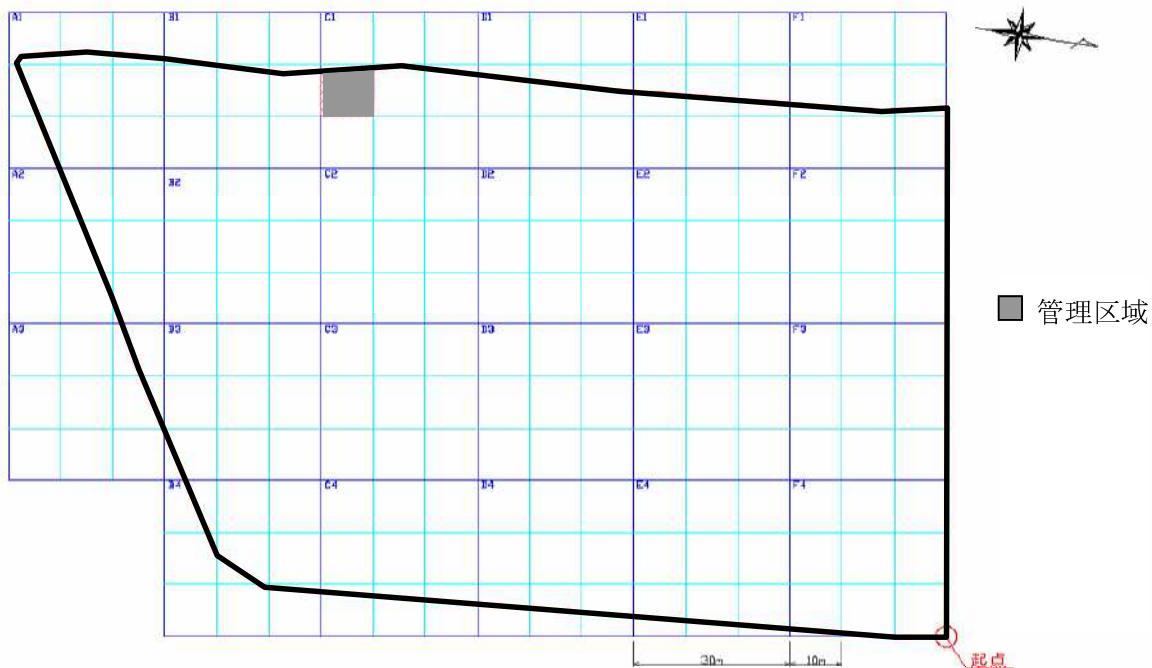
大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年 3 月 23 日大阪府条例第 6 号）第 81 条の 8 第 4 項の規定により、同条第 1 項の指定に係る次の区域について指定を解除する。

平成 22 年 1 月 20 日

高槻市長 奥本 務

- 1 指定を解除する区域
宮田町 1 丁目 185 番 1 の一部（別図のとおり）
- 2 除去されたと認められる管理有害物質の名称
ほう素及びその化合物

解除前



解除後

